

# 一般社団法人無線認証連携協会 入会のご案内

一般社団法人無線認証連携協会

# 前身：セキュア公衆無線LANローミング研究会

2016年～2024年3月

セキュア公衆無線LANローミング研究会（NGHSIG）



## 目的

- 日本における認証フェデレーション
- 各公衆無線LANとの認証連携を実現し、会議場・宿泊施設や市街地でのサービス提供の下地となる基盤を開発
- セキュアなフリーWi-Fiローミング基盤の構築
- ビジネスモデルの発掘、創成、及び、関連技術の開発
- 事業者間の連携を図るとともに、波及方法を探る

# 一般社団法人無線認証連携協会

2024年4月 一般社団法人無線認証連携協会 発足

JPHubは新法人により運用



## 主な活動内容

### 《非営利事業》

- 安全性の高い認証技術の普及と啓蒙、それに関する情報共有・啓発活動  
(フォーラム、ウェビナー、レポート等)
- よりセキュアな公衆無線LAN推進に必要な協調領域における活動(政策提案)
- 会員および公共団体等に対する技術支援と相互交流

### 《営利事業》 ※法人税法二十三、法人税法施行令5①

- 認証事業者と無線LANサービス間における認証連携基盤の提供
- 国内外のその他認証連携基盤との連携を行い、広範囲での利用ができるような環境を促進する

## 一般社団法人無線認証連携協会の非営利事業

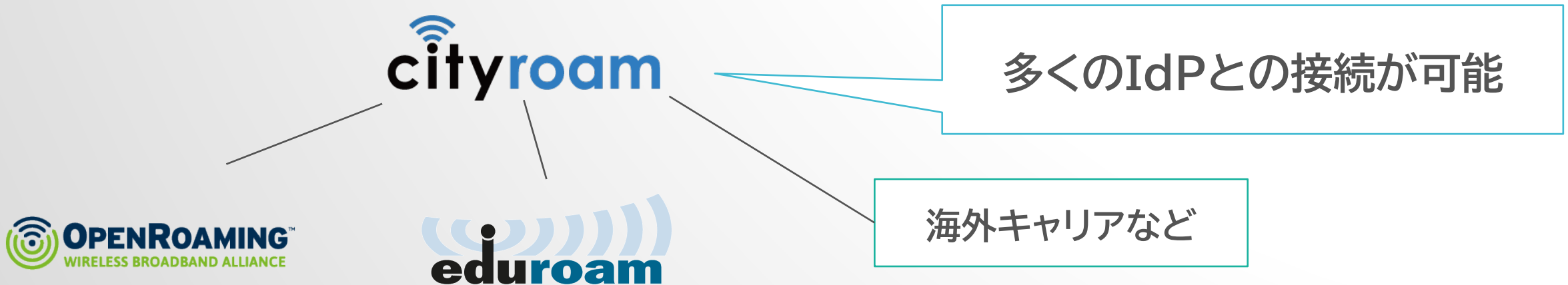
- 安全性の高い認証技術の普及と啓蒙、それに関する情報共有・啓発活動  
フォーラム、ウェビナーの開催や展示会への出展、レポートの発行などを通じて、施設管理者である自治体やオーナー及び一般利用者に対して安全なモバイル通信の利用を呼びかけます。



- よりセキュアな公衆無線LAN推進に必要な協調領域における活動(政策提案)  
国や自治体に対して政策提案を行うとともに、国内外の業界団体や事業者、OSベンダー、機器・端末ベンダーとの情報交換を通じ、より良い公衆無線環境の構築に貢献します。
- 会員および公共団体等に対する技術支援と相互交流  
無線認証連携に関わる情報を集約し、会員社および公共団体に提供するとともに、相互交流の機会を提供します。

## 一般社団法人無線認証連携協会の営利事業(JPHubの運用)

- 認証事業者と無線LANサービス間における認証連携基盤の提供  
国内Cityroam参加事業者・自治体間および国外OpenRoaming参加事業者との認証連携を行う認証連携Hub(JPHub)を運用しています。
- 国内外のその他認証連携基盤との連携を行い、広範囲での利用ができるような環境を促進する  
JPHubはNIIのeduroam JPとも接続されており、Cityroam参加事業者に国内外の学術研究機関が発行するeduroamのIDによる認証連携を提供しています。



# 一般社団法人無線認証連携協会の事業形態



無線認証連携協会は社団法人として2つの機能を持つ法人です

- 非営利事業は会費にて構成されます
  - ※ 非営利事業につき、会費は無税となります
- 営利事業はJPHubに接続するサービスを主に提供し、利用料を徴収いたします
  - ※ 通信業に該当するため、法人税法二十三、法人税法施行令5①による営利事業として課税対象となります
  - ANP接続サービス      ANP - 利用者に無線アクセスサービスを提供する事業者
  - IdP接続サービス      IdP - 利用者に無線アクセスサービスで接続できるIDを発行する事業
  - IOT検証サービス      IOT - 相互接続試験を行いたいベンダー

# 一般社団法人無線認証連携協会 会費

定款上区分	会員区分	企業規模	年会費 (無税)	社員総会・講演会参加	票数	議決権
正会員	正会員プレミアム	—	500,000	3名	1	有
	正会員1	大企業	250,000	3名	1	有
	正会員2	中小企業 ※1	100,000	2名	1	有
	学術正会員	国立大学法人・公立大学法人・学校法人等	250,000	1名	1	有
一般会員	一般会員1	小規模企業 ※1	75,000	1名		無
	一般会員2	ベンチャー企業 ※2	30,000	1名		無
	学術一般会員	国立大学法人・公立大学法人・学校法人等	0	1名		無
	一般会員3	個人	30,000	無		無
賛助会員	賛助会員(名誉会員)	行政機関・公共団体(地方公社)・非営利団体	0	無		無

本法人は、正会員、一般会員、賛助会員からなる。正会員をもって法制度上の「社員」とする。

企業規模については、中小企業基本法第2条第1項の定義による。該当なしのものは別途定める。

※1 中小企業・小規模企業の定義は、中小企業基本法第二条の範囲に従う。実際の企業規模よりランクが大きい会員区分に属することも可能。

(小規模企業、ベンチャー企業が正会員になることも可能)

※2 法人設立後3年以内。ただし、1事業年度が1年に満たない場合は、4事業年度終了までとする。

# Cityroamサービス利用料(会員)

定款上区分	会員区分	企業規模	ANP接続料 (1年・税込)	IdP利用料 (1年・税込)
正会員	正会員プレミアム	—	275,000	330,000
	正会員1	大企業	275,000	330,000
	正会員2	中小企業	110,000	110,000
	学術正会員	国立大学法人・公立大学法人・学校法人等 ※1	0	0
一般会員	一般会員1	小規模企業	82,500	55,000
	一般会員2	ベンチャー企業	33,000	11,000
	学術一般会員	国立大学法人・公立大学法人・学校法人等	0	0
	一般会員3	個人	提供無し	提供無し
賛助会員	賛助会員(名誉会員)	行政機関・公共団体・非営利団体	提供無し	提供無し

上記料金表は一般社団法人無線認証連携協会の会員に対しての料金です。

ANPおよびIdP接続サービスの提供にあたっては、申請する事業体の構成メンバーが総務省より届出通信事業者もしくは登録通信事業者として受理されていることが必須要件です。

複数自治体や事業体に対して提供を行う場合は別途加算料金が発生します。

※1 学術正会員は機関IdPが発行するeduroamアカウントをCityroamを通じてOpenRoaming基盤上で有効とすることができます。



## ANPサービスの提供にあたって

---

- 電気通信事業者として届出(もしくは登録)を行なってください
- Cityroam/OpenRoamingの送出と同時にeduroamの提供もお願いしています  
eduroamの接続にあたっては、別途eduroamJP実施要領・運用基準が適用されます。  
RADIUS ProxyはJPHubと接続してください。
- 通信事業者として、インシデント発生時の連絡体制の構築をお願いします
- 事業者内でRADIUS Proxyの設置・運用が必要です  
アクセスポイントから直接JPHubに接続することは不可とします。事業者においてRADIUS Proxyを設置し、集約する必要があります。届出の際にIPアドレスとシークレットキーの提出が必要です。  
IPアドレスは事業者毎に個別のものがが必要です。共有クラウドRADIUSサービスをご利用の場合は、払い出しIPアドレスが共用になる場合がありますので、ご注意ください。

Cityroamは認証連携基盤の提供のほか、技術情報の共有を行っています  
参加をお待ちしております



<https://cityroam.jp/>